

当年の非課税枠が未費消の場合における 勘定変更の申込期限について

「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」第10条の2に定める「当組合が別に定める期限」は次のとおりとします。

当組合が別に定める期限

当年11月の最終営業日